

## 仙台市消費者団体活動補助金交付要綱

(平成7年5月31日市民局長決裁)

### (目的等)

第1条 この要綱は、消費者団体に対し、予算の範囲内において仙台市消費者団体活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象団体)

第2条 この補助金の交付を受けることができる消費者団体とは、市民の消費生活の安定及び向上を図るための活動を行う団体で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 一 本市の区域内に主たる事務所を有すること
- 二 団体としての組織を備え、構成員の変更にかかわらず団体が存続すると認められること
- 三 その組織において代表選出の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な事項が規約により確定し、代表者が明確であること
- 四 政治活動や宗教活動を主たる目的としない団体であること
- 五 本市において市税を完納していること（当該申告の義務を有する者に限る。）
- 六 暴力団等と関係を有していないこと

### (補助の対象となる事業)

第3条 補助金の交付対象は、消費者団体が行う、市民の消費生活の安定及び向上に資すると認められる営利を目的としない事業（以下「補助事業」という。）で、第2項及び第3項で定める事業とする。

- 2 消費者団体訴訟制度による差止請求または被害回復請求を行うことができる消費者団体若しくはこれに相当する団体が行う、市長が指定した事業（以下「適格消費者団体事業」という。）
- 3 消費者団体が行う消費者市民社会の普及・啓発に資する事業（以下「消費者市民社会普及事業」という。）
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。
  - 一 本市の他の助成制度の補助を受けているもの
  - 二 特定の政治活動、宗教活動を目的とするもの
  - 三 その他市長が適当でないと認めたもの

### (適格消費者団体事業の補助対象経費及び補助金の額)

第4条 適格消費者団体事業の補助対象となる経費及び補助金の額は、当該年度に実施する補

助事業に対し市長が必要と認めたものとする。

(消費者市民社会普及事業の選定)

第5条 消費者市民社会普及事業は、公募により行うものとする。

2 市長は、前項による応募のあった事業の中から、別に定める選定方法により、補助対象となる消費者市民社会普及事業を選定するものとする。

(消費者市民社会普及事業の補助対象経費及び補助金の額)

第6条 消費者市民社会普及事業の補助対象となる経費は、当該年度に実施する補助事業に対し市長が必要と認める経費とする。ただし、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 事務所等の維持経費
- (2) 研修会等への参加に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- (4) 備品の購入費
- (5) その他市長が適当でないと判断した経費

2 消費者市民社会普及事業の補助金の額は、一団体一事業あたり30万円を限度として予算の範囲内で市長が決定する。

3 消費者市民社会普及事業に対し補助できる回数は、一団体あたり同一の事業に対し5回までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付の申請)

第7条 消費者団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助事業の経費の内訳等を記載した予算書
- (3) 団体の規約の謄本
- (4) 会員数を記載した役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の書類その他必要な審査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定書(様式第2号)により、消費者団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金不交付決定書(様式第3号)により、消費者団体に通知するものとする。

(補助申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた消費者団体は、当該申請を取り下げるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の条件）

第10条 第8条第1項の通知を受けた消費者団体（以下「補助団体」という。）が補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（次の各号に定める軽微な変更を除く。）を行うときは、補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 一 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用であり、かつ、その額が当該流用にかかる費目のうち少ない費目の額の3割以内であること
  - 二 補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの
- 2 補助団体が補助事業の中止又は廃止を行うときは、補助金事業（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 前項の承認は、補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、または変更することができる。
- 4 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助事業を完了し、又は第10条の承認を受けて補助事業を中止し、若しくは廃止したときは、速やかに消費者団体活動実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、その額（以下「確定額」という。）を補助金交付確定書（様式第9号）により当該補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

ただし、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払い又は前金払により交付することができる。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他交付規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第12条の規定により補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超過分の返還を請求するものとする。

2 市長は、第10条の規定により変更又は廃止・中止の承認をした場合又は取消しを行った場合において、補助事業の当該変更、中止、取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

3 第14条の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第17条及び18条の規定により返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助金の交付を受けた補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了後10年間整理保存しなければならない。

(届出事項)

第17条 補助団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき
- 二 役員の改選又は規約の改正を行ったとき

(実施細目)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局生活安全安心部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成7年5月31日から実施する。

附則（平成15年3月20日改正）

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附則（平成18年3月24日改正）

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附則（平成22年3月25日改正）

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附則（平成25年5月16日改正）

この改正は、平成25年5月16日から実施する。

附則（平成27年3月24日改正）

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附則（平成28年3月24日改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成29年3月29日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附則（平成31年3月26日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附則（令和4年3月10日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

仙台市長 様

所在地

団体名

代表者

印

年度仙台市消費者団体活動補助金交付申請書

標記について、次のとおり補助金を交付されるよう、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 申請金額 金 円

3 添付書類

- (1) 年度補助事業計画
- (2) 年度補助事業の経費の内訳等を記載した予算書
- (3) 団体の規約の謄本
- (4) 会員数を記載した役員名簿

4 誓約事項等

- (1) 暴力団等との関係を有していないことを誓約します。また、説明を求められた際は誠実に対応いたします。
- (2) 私（法人含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を消費生活センターが税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※該当するものを○で囲んでください。

様

年度仙台市消費者団体活動補助金交付決定書

年 月 日付で申請のありました 年度の仙台市消費者団体活動補助金  
（事業名： ）については、下記の条件を付けて  
金 円を補助します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、 年 月 日までに申請を取り  
下げることができます。

年 月 日

仙台市長

記

仙台市補助金等交付規則及び仙台市消費者団体活動補助金交付要綱、並びに補助金交付決定の  
内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

- 1 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をすることは、市長に申請し、その承認を受けること。（規則第5条第1号）
- 2 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けること（規則第5条第2号）

- 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること（規則第5条第3号）
- 4 補助事業等の内容の変更、中止、廃止を行うときは、遅滞なく市長に報告し、その承認を受けること（規則第5条関係）
- 5 補助金等の交付決定内容と付された条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業等を行うこと（規則第9条関係）
- 6 補助事業等を完了、中止、廃止したときは、速やかに実績報告書を市長に提出すること（規則第12条関係）
- 7 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき、他用途に使用したとき、交付決定の内容や付された条件等に違反したときは交付決定が取り消され、補助金等の返還が請求され、加算金等を納付しなければならない（規則第16条～第18条関係）
- 8 [概算払・前金払]による交付とするので、補助金等の額が確定した場合、精算の上、交付額が確定額を超える場合は返還すること。返還については別途通知する納付日を厳守すること（規則第17条関係）。
- 9 事業等により取得した財産を市長の承認を受けずに交付目的に反して使用したり譲渡しないこと（耐用年数を経過した場合等は除く）（規則第20条関係）
- 10 補助金等に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施すること（規則第21条関係）



様式第3号（第8条第2項関係）

仙台市（市生消）指令第 号

様

年度仙台市消費者団体活動補助金不交付決定書

年 月 日付で申請のありました 年度仙台市消費者団体活動補助金（事業名： ）については、下記とおり交付しないことを決定したので通知します。

年 月 日

仙台市長

記

1 交付しないことを決定した理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

仙台市長 様

所在地

団体名

代表者

印

年度仙台市消費者団体活動補助金交付申請取下書

標記について、次の理由により補助金の交付申請を取り下げます。

記

1 事業名

2 補助金取下げの理由

様式第5号（第10条第1項関係）

年 月 日

仙台市長 様

所在地

団体名

代表者

印

年度仙台市消費者団体活動補助金事業変更承認申請書

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）の添付書類のうち変更に係る書類
- (2) その他必要な書類

様式第6号（第10条第2項関係）

年 月 日

仙台市長 様

所在地

団体名

代表者 印

年度仙台市消費者団体活動補助金事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

様式第7号（第10条第3項関係）

仙台市（市生消）指令第 号

様

年度仙台市消費者団体活動補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のありました標記の補助事業の（変更・中止・廃止）について承認しますので、下記のとおり通知します。

年 月 日

仙 台 市 長

印

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 承認の内容

①下記のとおり補助対象事業を変更すること

②補助対象事業を中止すること

③補助対象事業を廃止すること

4 承認の理由

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

仙台市長 様

所在地

団体名

代表者

(※押印不要)

年度仙台市消費者団体活動補助金実績報告書

標記について、次のとおり消費者団体活動を実施いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1 事業名

2 添付書類

- (1) 年度補助事業実績報告書
- (2) 年度収支決算書

様式第9号（第12条関係）

仙台市（市生消）指令第 号

年度仙台市消費者団体活動補助金確定通知書

様

年 月 日付で実績報告のあった 年度仙台市消費者団体活動補助金（事業名： ）については、仙台市消費者団体活動補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長

|   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付額  | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 4 | 返納額   | 金 | 円 |